

令和7年度 茅ヶ崎市内部通報制度運用状況

内部通報制度は、市政の運営に関し、法令に違反し、若しくは違反するおそれがある行為、又は不当な行為について通報を受け付け事実調査を行い、是正を図るとともに、通報者の保護を図る制度です。

通報のしやすさという観点から通報先の選択肢を増やすとともに、通報前における相談機能の充実を図るため、市の担当課に加え、市の外部に通報窓口を設置し、通報及び相談受付を依頼しています。

- 通報件数 0 件
- 外部窓口の相談件数 1 件

※相談しやすさを確保するため、具体的な相談内容については、外部窓口である弁護士から本市には伝えないこととしています。